

答 申 第 1 3 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久 様

津市情報公開・個人情報保護審査会

会長 村 田 裕

諮問案件について（答申）

平成 2 2 年 9 月 7 日付け津市市交第 7 0 9 号で諮問のあった個人情報の外部提供（以下「本件外部提供」という。）について、当審査会の意見は、下記のとおりです。

記

本件外部提供については、以前、平成 1 8 年 6 月 2 6 日付け答申第 2 号により、利用する情報が住所及び氏名に限定されており、広報津等の津地域各世帯への配布を徹底するためという目的に限り認めるという答申を行いましたが、再検討の結果、下記の理由により本件外部提供の公益上の必要性等は認められないと判断します。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、平成 1 8 年 6 月の住民基本台帳法（以下「法」という。）改正以前は何人でも行うことができましたが、法改正後は本人又は本人の指定する者しか閲覧できなくなり、個人情報の保護に配慮した改正が行われました。平成 1 8 年の答申は、この法改正後間もない時期に行われましたが、前回の答申から 4 年が経過し、この間、法改正に伴う住民の個人情報の保護（プライバシー保護）に関する意識の変化も著しいことが伺えます。また、本件と同様の外部提供を県内の他市自治体では実施していない状況、及び本件に係る個人情報が外部提供された後、その秘密保持を可能ならしめる十分な措置を取るのが困難であることなども、外部提供の妥当性を問う事情となっています。

これらの諸点を踏まえると、広報津等の配布を徹底するために本件外部提供を行う公益上の必要性等は認められないと考えます。